

韓国における梨の輸出戦略と産地対応

—日本の農産物輸出政策への示唆—

甲斐論¹⁾ 田村善弘²⁾

Export Strategies and the Production District's Pear Measurement in South Korea

Satoshi Kai¹⁾ Yoshihiro Tamura²⁾

(2009年11月27日受理)

1. はじめに

韓国も日本同様に食料の多くを海外からの輸入に依存している食料輸入国である。しかし、その一方で韓国は農産物輸出に対して力を注いでおり、農産物輸出を含めた農産物流通全般を担当する農水産物流通公社の設置、輸出専門団地の指定・造成などの活動を日本に先駆けて実施している。この背景には、韓国産農産物の輸出を通して韓国産農産物の知名度を高めるといふことがある。また、輸出基盤の整備をはじめとした生産基盤の整備を通して競争力を高め、輸入農産物の流入に備えるといふことがある。さらに、2000年以降、輸出先での韓国産農産物の安全性に関する問題発生を受けて、安全性確保への取り組みも進められている。代表的なものが、日本と韓国の間での輸出パブリカID登録制、最高品質の韓国産農産物に付与されるブランドの「フィモリ」への取り組みである。また、韓国産農産物の安全性と関連して、農産物輸出国で普及しているGlobal GAPと韓国のGAPとの同等性の確認なども進めている。

そこで、本稿では韓国の農産物輸出動向と輸出拡大に関連する産地の対応を考察する。ここでは、梨を中心に考察するが、これは①韓国の輸出品目としてパブリカと並ぶものである¹⁾こと、②日本においても梨の輸出が盛んに行われていること、③「フィモリ」の品目にも指定されていることなどがある。したがって、以下においては韓国における梨の生産・消費動向を考察した後、輸出動向について考察する。次に、梨輸出を行う産地として、安城果樹農

協、(株) farmson を事例に取り上げて輸出への対応などを考察する。最後に、以上の内容をもとに韓国における梨輸出の課題と展望、日本への示唆について述べる。

2. 韓国国内における梨の生産・消費動向

表1に示すように、1998年から2008年までの10年間の栽培面積をみると、1998年から2000年までは24,612haから26,206haへと拡大している。しかし、これ以降は縮小しており、2008年時点で18,277haである。同期間における産地間での増減率をみると、全羅南道で2.8ポイント増加したほかは、慶尚北道の-43.8ポイント、忠清南道の-36.6ポイントのように多くの産地では栽培面積が縮小している。

表2をもとに1998年から2008年までの生産量をみると、栽培面積の減少とは対照的に拡大している。韓国全土で81.2ポイントの増加を示しているほか、産地別には慶尚北道の171.3ポイント、忠清南道の104.3ポイントのように各産地で増加している。

さらに、表3で10a当たりの梨の収量をみると、すべての地域で収量が増加している。先述の慶尚北道では382.7ポイント、忠清南道では222.3ポイントの増加を示している。他の産地においても増加していることから、面積の縮小という状況においても収量の増加が全体的な生産量の増加につながっていると考えられる。

別刷請求先：甲斐論，中村学園大学流通科学部，〒814-0198 福岡市城南区別府5-7-1

E-mail : satokai@nakamura-u.ac.jp

1) 中村学園大学流通科学部 2) 佐賀大学海浜台地生物環境研究センター

¹⁾ 2008年12月時点の上位輸出品目(金額別)は、1位：高麗人参(9,729万9,000ドル)、2位：キムチ(8,529万5,000ドル)、3位：パブリカ(5,416万6,000ドル)、4位：梨(4,738万4,000ドル)、5位：柚子(2,714万8,000ドル)である。

表1 韓国における主要産地別の梨の栽培面積の推移

(単位: ha, %)

	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	割合 (2008年)	増減率 (08/98)
全羅南道	4,498	4,492	4,546	4,412	4,469	4,290	4,083	4,023	4,460	4,536	4,622	25.3	2.8
忠清南道	4,411	4,681	4,672	4,595	4,598	4,522	4,214	3,947	3,336	3,248	2,798	15.3	-36.6
京畿道	4,082	4,282	4,373	4,345	4,318	4,104	4,070	4,002	3,530	3,380	3,343	18.3	-18.1
慶尚北道	4,324	4,573	4,638	4,359	4,258	3,858	3,772	3,515	3,018	2,793	2,432	13.3	-43.8
慶尚南道	1,513	1,594	1,694	1,653	1,674	1,617	1,521	1,465	1,822	1,729	1,515	8.3	0.1
韓国全土	24,612	25,677	26,206	25,535	25,387	24,061	22,982	21,807	20,656	19,888	18,277	100.0	-25.7

資料: 韓国統計庁『農作物生産調査』(各年版)をもとに作成。

表2 韓国における主要産地別の梨の生産量の推移

(単位: トン, %)

	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	割合 (2008年)	増減率 (08/98)
全羅南道	62,705	55,217	67,964	102,577	78,243	72,755	105,417	88,502	102,638	117,358	127,188	27.0	102.8
忠清南道	43,292	47,344	51,552	65,013	78,849	76,889	101,090	105,457	83,790	96,803	88,460	18.8	104.3
京畿道	60,844	47,719	53,088	68,668	61,648	56,572	70,845	75,220	73,701	75,124	83,035	17.6	36.5
慶尚北道	20,459	29,438	47,187	57,020	61,632	34,684	48,945	54,400	54,836	61,945	55,511	11.8	171.3
慶尚南道	18,930	22,559	26,111	31,939	21,444	12,993	29,709	29,651	37,410	36,579	35,536	7.5	87.7
韓国全土	259,770	259,086	324,166	417,160	386,348	316,568	451,861	443,265	431,464	467,426	470,745	100.0	81.2

資料: 表1に同じ。

表3 韓国における主要産地別の10a当たりの梨の収量の推移

(単位: kg, %)

	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	増減率 (08/98)
全羅南道	1,394	1,229	1,495	2,325	1,751	1,696	2,582	2,200	2,301	2,587	2,752	97.4
忠清南道	981	1,011	1,103	1,415	1,715	1,700	2,399	2,672	2,512	2,980	3,162	222.3
京畿道	1,491	1,114	1,214	1,580	1,428	1,378	1,741	1,880	2,088	2,223	2,484	66.6
慶尚北道	473	644	1,017	1,308	1,447	899	1,298	1,548	1,817	2,218	2,283	382.7
慶尚南道	1,251	1,415	1,541	1,932	1,281	804	1,953	2,024	2,053	2,116	2,346	87.5
韓国全土	1,055	1,009	1,237	1,634	1,522	1,316	1,966	2,033	2,089	2,350	2,576	144.2

資料: 表1に同じ。

次に、韓国における梨の流通経路を示す(図1)。一般的な経路は生産者→生産者団体→卸売商→小売商→消費者という経路である。消費者の梨の購入先としては、一般の小売商や大型流通業者がある²。また、韓国国内で生産された梨のうちの4%が輸出

されている。

表4は韓国における果実類の年間の1人当たり消費量を主要品目別に示したものである。1980年から2007年において、果実全体では22.3kgから67.9kgへと増加し、期間全体での減率も204.5ポイ

² 農水産物流通公社の調査によれば、2006年の梨の購入先の上位3位は在来市場(25.6%)、大型流通業者(24.4)、八百屋(21.9)で、在来市場の割合が高い(参考文献[7], 59ページ)。

ントと増加している。特に、期間別には1980年から1990年において87.4%と最も高くなっている。

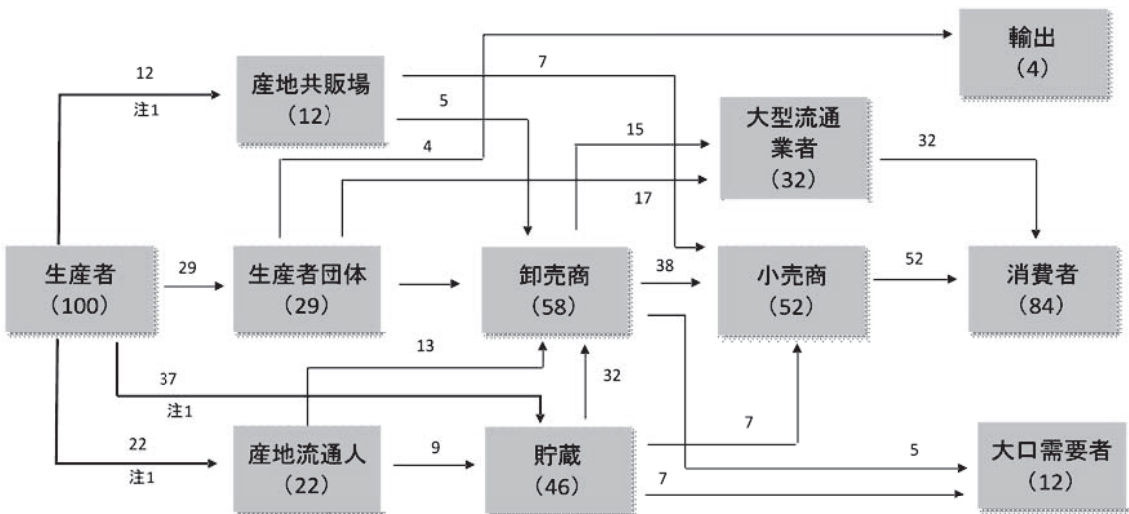
これを品目別にみると、1980年の時点ではりんご、みかん、桃、ぶどう、梨となっているが、2007年にはみかん、梨、りんご、ぶどう、桃となっている。このなかで、梨はみかんについて消費量が拡大した果実である。時期別にみると、1980年から1990年にかけて140.0%へと増加している。1990年から2000年は86.1%，2000年から2007年は37.3%と増加傾向を示している。特に、2000年から2007年にかけては他の品目が減少を示しているなかで、梨のみが37.7%と増加を示している。

韓国において、梨の生産面では栽培面積の縮小が

見られる一方、収量は増加を示すなどの特徴がみられた。栽培面積の減少は、生産農家の減少などの要因も考えられるが、京畿道ではソウルと隣接し、地域開発の影響を受けたことなどが考えられる。次に、果実類の年間1人当たり消費量をみると、梨の消費量はみかんに並んで高くなっている。この背景には、韓国における Well-being 志向の高まりなど、自らの健康や生活に関心をもつ消費者の増加がある。また、梨が他の果物とは異なり、冷麺の具材、ユッケ、キムチの具材として使用されるなど、日常の食生活との結びつきが高いことも考えられる。

図1 韓国における梨の流通経路

(単位：%)



注1：2007年の韓国全土の平均値である。

注2：産地共販場の取扱量減少：21% (2006) →12% (2007)

産地流通人の取扱量増加：17% (2006) →22% (2007)

生産量の増加による貯蔵量の増加：32% (2006) →37% (2007)

資料：韓国農水産物流通公社『流通実態調査(梨) 2007』。

表4 韓国における果実類の年間1人当たり消費量の推移

(単位：kg/年，%)

区分	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2007年	増減率			
							80/90	00/90	07/00	07/80
りんご	10.8	13.0	14.5	15.8	10.4	8.9	34.3	-28.3	-14.4	-17.6
梨	1.5	3.1	3.6	3.9	6.7	9.2	140.0	86.1	37.3	513.3
桃	2.3	3.2	2.7	2.9	3.6	3.8	17.4	33.3	5.6	65.2
ぶどう	1.5	3.7	3.1	7.0	10.3	7.3	106.7	232.3	-29.1	386.7
柿	0.2	1.6	1.5	3.4	4.8	4.2	650.0	220.0	-12.5	2000.0
みかん	4.2	9.1	11.5	14.0	14.0	16.8	173.8	21.7	20.0	300.0
その他	1.8	2.3	4.9	7.8	8.6	16.8	172.2	75.5	95.3	833.3
全体	22.3	36.0	41.8	54.8	58.4	67.9	87.4	39.7	16.3	204.5

資料：韓国農林水産食品部『農林水産食品統計2008』をもとに作成。

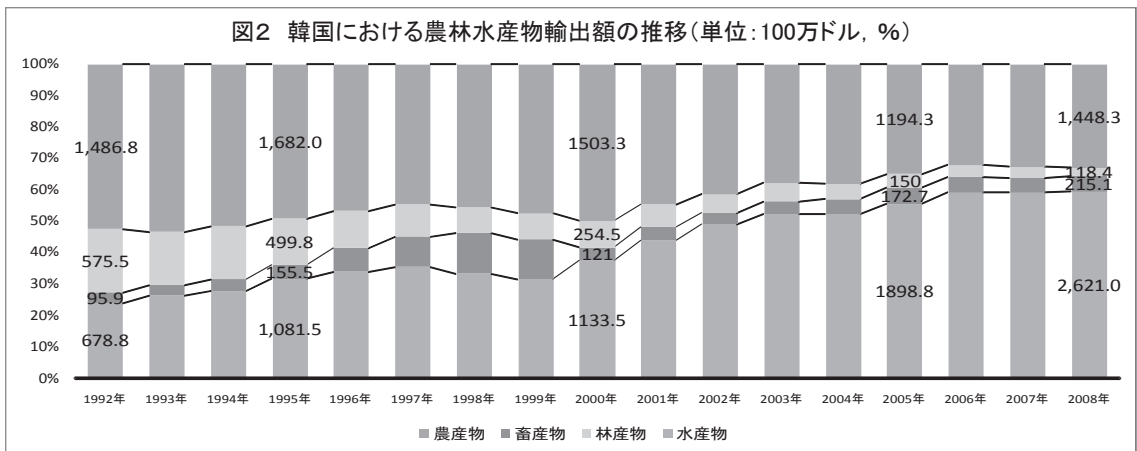
3. 韓国における農産物輸出における梨輸出

1992年時点における農林水産物の輸出額は28億3,700ドルである。2008年には44億300万ドルまで増加し、同期間内で55.2ポイントの増加を示している。しかし、農林水産物が国全体の輸出に占める割合は高くはなく、1992年と2008年でそれぞれ3.7%と1.1%とごくわずかな割合を占めているにすぎない。これを農林水産物全体でみると、多くは農産物と水産物である。1992年から2000年ごろまでは水産物が全体の約50%を占めていたが、2000年以降、農産物の輸出額が増加を示している。2008年時点では、農産物が59.5%、水産物が32.9%となっており、農産物と水産物の割合が逆転している。このように、近年では農林水産物輸出における農産物の比重が高まり、輸出額の半分以上がなるなど、輸出における農産物の重要性が高まっている。

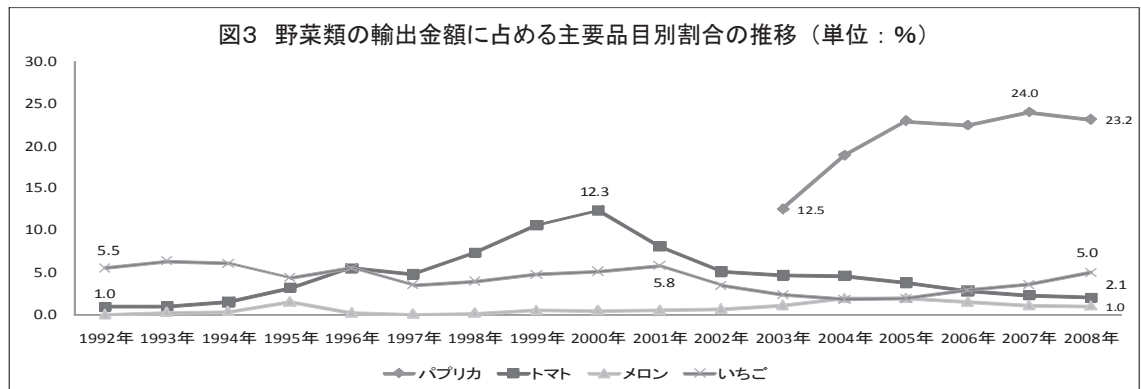
図3に、野菜類の輸出に占める主要品目別の輸出

額の推移を示す。主要輸出品目としては、パプリカ、トマト、メロン、いちごを取り上げた。みられるように、2003年のパプリカ輸出開始以前は、トマトやいちごが高い。しかし、トマトは2000年の12.3%を記録して以後、低下し、2008年には2.1%まで落ち込んでいる。いちごはおおよそ5%で推移してきている。一方、パプリカは2003年の輸出開始以後、他の品目に比べて輸出金額に占める割合が高く、20%以上を維持している。

図4に、果実類の輸出に占める主要品目別の輸出額の推移を示す。対象としては梨、りんご、みかん、柿を取り上げた。ここからわかるように、りんごは1992年時点で果実類の輸出額において41.5%と他の品目に比べて圧倒的なシェアを持っていたが、1993年以降シェアが低下し、2008年時点では6.0%まで低下している。その一方で、梨は1992年の6.2%から徐々にシェアを拡大し、2005年には46.4%と半数近くまでシェアを拡大した。2008年



資料：韓国農林水産食品部『農林水産品統計2008』，および農水産物流通公社農産物貿易情報ホームページをもとに作成。



資料：農水産物流通公社農産物貿易情報ホームページをもとに作成。

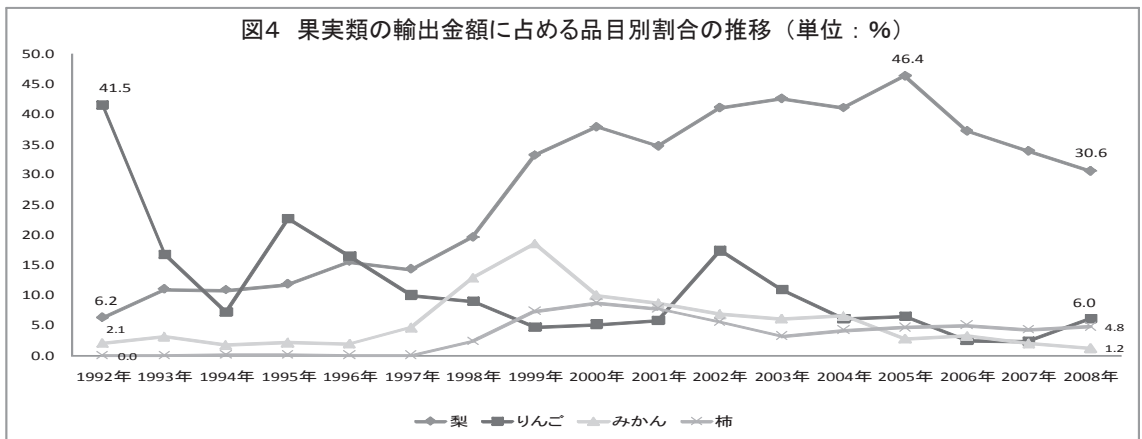
には30.6%に低下しているが、他の品目と比べた場合には圧倒的なシェアを誇っており、果実類の輸出における重要品目となっている。つまり、果実の輸出において、代表的な品目がりんごから梨へと品目が転換している。

このように、農産物とりわけ青果物の輸出においては、パプリカや梨などの品目の輸出額が輸出額に占める割合が高くなっていった。特に、梨に関してはシェアのパプリカとは異なり、従来から輸出されている品目であり、そのなかで輸出を拡大させているそこで、次に韓国産梨の輸出動向についてみていきたい。

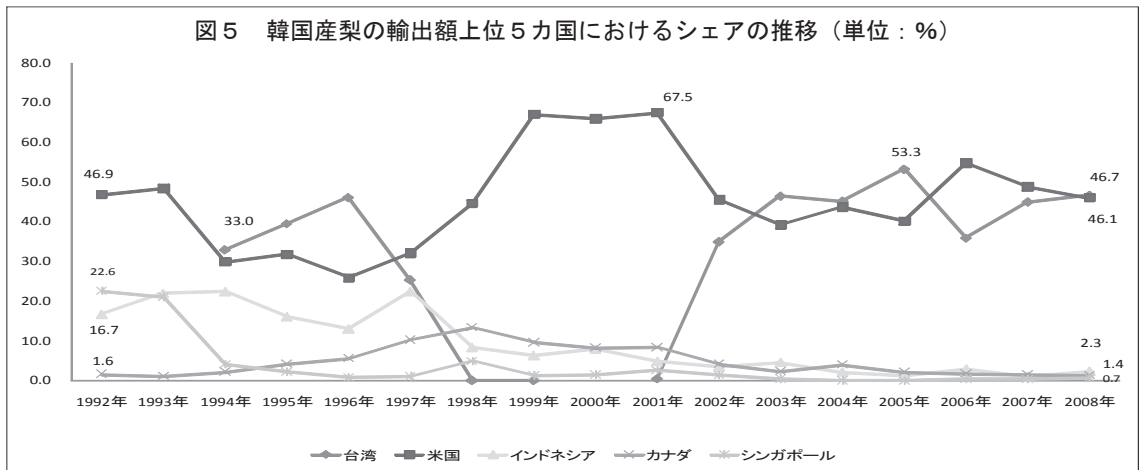
図5に韓国産梨の主要輸出額上位5カ国を示

す³。韓国産の梨の輸出先としては米国と台湾があり、台湾への輸出前は全体の約半分を米国へと輸出していた。台湾への輸出が開始されると、梨輸出に占める台湾のシェアが拡大しているが、1998年から2002年まで輸出量が減少したほか、輸出が全くなかった時期もあった。これは、1997年から停止された梨輸出が2002年より輸出再開されたためである。この間は主に米国へと輸出され、2001年には米国のシェアが67.5%になった。

以上のように、梨は韓国の果実類輸出において重要品目である。特に、台湾、米国、カナダが重要な輸出先となっており、こうした輸出先への対策が梨輸出において重要になっている。



資料: 図2に同じ。



資料: 図2に同じ。

³ 2008年時点の輸出額上位5カ国である。なお、6位から10位の国としては、順にニュージーランド、マレーシア、日本、 Guam、ドイツ、香港となっている。

4. 韓国における輸出支援体制と梨産地の輸出への対応

(1) 農産物輸出政策の変遷と支援体制

1) 韓国における農産物輸出政策の変遷⁴

韓国における輸出政策は、①貿易統制期（1954年～1961年）、②輸出基盤助成および拡大期（1962年～1976年）、③内需基盤拡充期（1977年～1985年）、④通商摩擦期（1986年～1993年）、⑤WTO体制期（1994年～現在）までの5つの時期に分類できる³。

貿易統制期、輸出基盤助成および拡大期には、農産物輸出の基盤形成が進められた。ここでは、貿易取引法などの関連法令の整備、マツタケ・高麗人参などの品目を対象とした輸出品目の育成などが行われた。1967年には流通公社の前身の農漁村開発公社が発足した。

内需基盤拡大期に入ると、韓国国内では工業製品重視の輸出政策の推進、輸入自由化措置による農産物輸入の拡大などの要因、対外的には農林水産物の輸出国での規制強化などにより、農産物輸出が停滞した。

通商摩擦期には停滞した農産物輸出への対応として、輸出農産物の品目拡大などの対応が進められた。この一環として、なしやりんごなどの輸出専門団地の造成などが行われた。これは輸出農家の支援・組織化を通して、農家の専門性向上を目的としたものである。つまり、農産物市場開放の圧力の高まりを受け、国外からの輸入農産物に対する韓国国内の農家の競争力を強化するという側面を持っている。このほか、1987年には前述の農漁村開発公社が流通公社に名称変更し、農水産物流通産業の育成機能が強化された。

WTO体制のもとでは、コメ以外の農産物の輸出が進められていった。あわせて、農林水産物の輸出に関する支援も拡大した。これにより、農林水産物の輸出も生鮮野菜を中心として日本向け輸出が本格的に行われるようになった。しかし、韓国の農産物輸出においては量の確保が基本にあり、安全性確保の面では農薬に対する認識が不十分であるなどの問題を抱えていた。そうしたなか、2003年には日本に輸出したパプリカから残留農薬が検出された。これにより、通関の遅れ、韓国産パプリカに対する信

用低下などの問題が発生し、輸出農産物の安全性確保への対応が求められるようになった。これを受けて、輸出農産物の安全性確保への取り組みが強化されていった。

2) 韓国における農産物輸出支援体制

また、農産物輸出に対する支援体制をみると、政府では農林水産食品部および流通公社、地方では各自治体が支援を行っている。各種支援が行われているが、特徴的なものが、輸出専門生産団地の育成と輸出物流センターの支援である。輸出団地は園芸作物を中心に建設されている。そして、農産物輸出の支援は、流通公社が重要な役割を担っている。公社では、輸出業者や生産者への各種情報の提供、コンサルティングの実施、資金の融資などを行っている。

さらに、日本、中国、アメリカなど主要輸出国に支社⁵を設立し、市場情報の収集も行っている。輸出情報としては、取引相手探索のための「インターネット取引斡旋」サイト、農産物貿易に関する総合情報サイト「農水産物貿易情報」の運営を行っている。このほか、輸出関連調査報告書（市場制度、輸出動向、輸出成功事例集など）の刊行、ネット上での公表を行い、総合的に輸出情報を提供している。なかでも、「農産物貿易情報」のホームページでは、農水産物の輸出統計の提供に加え、主要輸出国（日本、台湾、米国、ロシアなど）の農業の概略、検疫制度に関する情報提供を行っている。

表6に2008年における韓国の農産物輸出関連の支援内容を示す。農業・農村基本法、WTO履行特別法、農水産物流通および価格安定に関する法律などの各種法令を根拠として、農産物輸出に関する事業が市場開拓、販売促進、資金融資などの面から行われている。

市場開拓については5つの事業が行われており、事業規模は国際博覧会参加支援、輸出PR、輸出商品化事業の順になっている。いずれにしても、韓国産農産物の海外市場での認知度を高めることに重点が置かれていることがわかる。なお、輸出関連の事業においては、施設等に関する融資の割合が高くなっており、その規模は4,026億ウォンとなっている。ここから、生産施設などの現代化が重要な課題になっている。

⁴ 本節の内容は参考文献〔1〕の内容の一部に加筆・修正した。

⁵ 2009年3月末現在、農水産物流通公社の支社は韓国国内に11カ所、国外には12カ所（ロッテルダム、モスクワ、北京、上海、香港、シンガポール、台北、大阪、東京、ロサンゼルス、ニューヨーク）がある（農水産物流通公社ホームページ（<http://www.at.or.kr>、2009年3月23日アクセス））。

表5 韓国における農産物輸出促進支援体制

支援の種類		中央政府	地方自治体
		(農林水産食品部、農水産物流通公社)	(道、市、郡)
輸出物流費支援	生産者	輸出物流費のインセンティブ支援 (最優秀:12%、優秀:9%、一般:5%)	優秀農産物輸出促進資金の支援 (農家手取価格の1~13%)
	輸出業者	年間15万ドル以上の輸出業者に支援	0~6%
運営資金融資支援	生産者	—	—
	輸出業者	輸出農産物の購買資金の融資 (利率自動支援)	—
生産・流通基盤施設支援	生産者	輸出専門生産団地の育成	施設改補修支援(50%) 新規団地造成(50%)
	輸出業者	輸出物流センターの建設支援	輸出物流センターの建設と民間委託運営(光陽、馬山)
海外販促支援	生産者	—	—
	輸出業者	海外での博覧会、セミナー、ブースなどの支援、共同ブランド(フィモリ)	—
その他	生産者	品質認証(ISO、GAPなど)の取得支援	—
	輸出業者	事前登録制、モニタリング制度	—

資料：金ビョンユル・朴ソンジエ（2005）。

表6 2008年における韓国の農食品輸出支援プログラム

		事業目的	事業内容	事業規模 (億ウォン)	事業実施根拠
海外市場開拓	輸出商品化事業	輸出農食品の商品性向上	○輸出商品の開発支援	49	農業・農村基本法第35条、農林事業施行指針
			○輸出コンサルティング		
			○輸出業者の専門教育支援		
			○GAP認証		
			○代表ブランドの運営		
	国際博覧会参加支援	輸出業者の海外市場進出支援	○国際博覧会参加支援	57	
現地流通業者への直接輸出に対する支援	現地流通業者への韓国商品の入店支援	○大型流通業者と連携した販売促進 ○パイヤーとの取引斡旋	23		
輸出PR	農食品の海外認知度向上	○TV、新聞などの海外の広告媒体 ○海外での食文化に関するイベント	55		
海外市場情報調査	海外農食品市場情報の収集・公開	○農産物貿易情報の提供 ○インターネット貿易取引の斡旋	14		
小計		—	—	198	
農産物販売促進事業(輸出物流費支援)		WTOが許容する範囲内で輸出物流費の一部を支援し、輸出競争力の向上を図る	○輸出物流費支援 ○為替変動リスクへの保険加入の支援 ○輸出農産物の検疫に関する支援	327	WTO履行特別法、農業・農村基本法第35条
輸出政策資金融資		農産物の価格安定および高品質生産の支援	○輸出買取資金融資 ○生産施設現代化資金融資	4,026	農水産物流通および価格安定に関する法律第57条

資料：李ウオンギほか（2009）。

(2) 韓国における輸出団地の現状

韓国では、農漁村発展特別措置法第16条、農業・農村および食品産業基本法第60条の規定に基づき、農産物と食品の輸出振興を図る目的で園芸専門生産団地の選定・管理・支援などが行われている⁶。その内容は、農林水産食品部の「園芸専門生産団地管理指針改定全文」に規定されている。指針は、第1章の「総則」、第2章の「園芸専門団地の選定」、第3章の「園芸専門団地の管理・指導および評価」、第4章の「園芸専門団地の育成支援および輸出安全性の確保」、第5章の「園芸専門団地管理委員会」、付則から構成される。

この園芸専門団地は、同管理指針で「野菜・果実・花卉などの安全・高品質な園芸作物の安定的生産および流通のために、農林水産食品部長官が選定した一定規模を有する集団化された園芸作物生産地域」⁷と定義されている。ここでの「集団化された園芸作物生産地域」とは、野菜・果実・花卉などの生産が集団的に行われる市・郡・自治区（日本の市・郡・区に類似）や接続する生産地域のことを指す。

表7に示すように、園芸専門団地は韓国に171ヶ所がある。団地数をみると、野菜52カ所（きゅうり、トマト、いちご、パプリカ、メロン、その他）、

果実63カ所（りんご、梨、みかん、柿、ぶどう）、花卉57カ所となっている。

野菜の場合は、パプリカの団地数が28カ所と圧倒的に多く、次いでトマトが15カ所となっている。こうした品目の団地では主に日本向けの輸出農産物を生産している。また、果実では、梨が31カ所と圧倒的に多く、次いでりんごの14カ所となっている。梨は台湾や米国輸出用の梨が生産され、りんごは台湾や東南アジア地域への輸出用が生産されている。梨の生産団地は、全羅南道、忠清南道、京畿道などの地域に多くなっている。

(3) 産地における輸出対応事例

1) 安城果樹専門農協

安城果樹専門農協は1957年に設立された組織で、1995年から現在の名称となっている。2003年には韓国の農協中央会より農畜産物輸出200万ドル達成で表彰されるなど、輸出においても積極的な取り組みを行っている。

本農協は2008年時点で約820名の組合員を有する。生産農家についてみると、ぶどう200名、梨620名で75%程度が梨の生産を行っている。このほか、桃やりんごの生産もあるが、さほど多くはなく、梨が中心になっている。管内の農家において、

表7 韓国における園芸専門団地の概況

品目	団地数	備考(主な輸出先)
農産物	171	
野菜	52	
きゅうり	8	日本、香港、マレーシア、シンガポール、米国
トマト	15	日本
いちご	8	日本、香港、マレーシア、シンガポール、米国
パプリカ	28	日本、香港、マレーシア、シンガポール、米国、台湾、ヨーロッパ
メロン	4	
その他野菜	1	
果実	63	
りんご	14	台湾、アジア諸国
梨	31	台湾、米国、ベトナム、オーストラリア、日本、カナダ、ロシア
みかん	6	
柿	11	
ぶどう	3	日本、アジア諸国、米国、ロシア
花卉	57	

資料：図2に同じ。

⁶ 農漁村発展特別措置法の第16条では「農林水産物の輸出促進」について規定されている。本条は2項からなり、第1項では「①政府は農業者の所得を増大させ、農林水産物の需給調節のために農林水産物の輸出促進に必要な支援を行うことができる」、第2項では「②政府は、農林水産物の輸出促進のために必要な場合には、貿易業者または貿易に関連する機関の海外市場情報の収集と市場開拓の支援、補助金の支給または融資を行うことができる。」となっている。

また、農業・農村および食品産業基本法の第60条では「農産物と食品の輸出振興」が規定されている。本条も2項からなり、第1項では「①国と地方自治体は農産物および食品の輸出振興と韓国の食文化の伝播などのために海外市場開拓、貿易情報の収集・提供などに必要な政策を策定・施行しなければならない。」と規定し、第2項では「②国と地方自治体は第1項による政策を効果的に推進するため、農業者、農業経営体、生産者団体、食品産業を業とする者と農産物と食品を輸出する者などに必要な支援を行うことができる。」と規定されている。

⁷ 韓国・農林水産食品部「園芸専門生産団地管理指針改定全文」第2条。

1戸の農家が所有する栽培面積は1.3ha程度で、最も広いところで8haである。

本農協は、1999年に農林部より園芸専門生産団地としての指定を受けている⁸。この団地として規模は1,190haであり、ここに参加している農家はすべて輸出農家である。関連施設としては、選果場が1,223㎡、低温倉庫が1,024㎡となっているほか、選別機4台、フォークリフト9台、輸送車両4台を保有している。

また、年間の取扱量は11,000トンであり、そのうちの約10%にあたる1,000トンを輸出している。ここでは、梨が米国、台湾、東南アジアに輸出されている。先述のように、梨の生産農家は620人いるが、そのうち輸出を行っている農家は75人である。農協で輸出を始めてから2008年時点で20年程度経っているが、ピーク時には200~300人程度いたときもあったが、現在の人数で落ち着いている。

こうした輸出生産農家減少の背景には、社会経済状況の変化もあるが、これよりも農協による戦略の変化が大きいのといえる。以前は輸出を行う農家が多かったことから、輸出用の梨の品質にバラツキがでていた。これら輸出先との取引関係に影響を及ぼしていた。加えて、輸出用と内需用の梨の生産が同時に行われていた。そのため、国内価格が上昇した場合には国内に出荷し、輸出を行わないなど物量確保の面において問題を抱えていた。さらに、輸出を専門に行う農家と新規参入農家間の生産技術などの面での格差に伴う農家間の摩擦などの発生もあった。

そのため、輸出用の梨の品質向上、物量確保、輸出専門農家の育成と技術向上などを図ることが必要となった。そこで、輸出用の梨については契約栽培として物量の確保を図った。さらに、輸出からの撤退は自由とする一方で輸出への新規参入に制約を設けることなどにより、輸出農家の調整を行い、比較的少数人数での専門性の高い農家による輸出用梨の生産を行った。

なお、農協で生産される梨の品種をみると、国内需要用としては新高、輸出用としては豊水、黄金、新高が栽培されている。輸出の主要時期は日本同様、台湾の名節に合わせて輸出を行っている。台湾の名節に合わせて輸出できるのは早生の品種であるため、9~10月にかけて韓国南部の地域から輸出が行われている。

とはいえ、安城があるのは韓国の北部であるた

め、収穫した梨を貯蔵して輸出を行っている場合が多い。梨の貯蔵については、農家が保有する貯蔵するほか、農協で貯蔵を行うことも多い。ここでは7~8年前前から開始している。農協での貯蔵施設の処理能力600~1500トン、温度は0度で行っている。このほか、障害の起きた梨の処分方法をみると、現時点ではそれほど障害は起こっていないが、傷などで輸出できないものについては、加工用にまわすなどの対応がとられている。また、梨の主要輸出先である米国と台湾の検疫官を招聘し、輸出に関する指導なども受けるなどを対応も行っている。

このように、安城果樹専門農協では梨を中心に輸出を行っているが、国内需要用と輸出用との生産体制の明確化、すなわち輸出経験の多い専門的な輸出農家による輸出体制の構築などにより輸出農産物の品質向上を図っている。そのほか、主要輸出先からの検疫官の招聘による検疫への対応も行っている。しかし、その一方で課題もある。先述のように、現在の梨の主要輸出先は台湾、アメリカ、東南アジアである。これらの国では大玉の梨が好まれるため、農協側でもこれらの国々の嗜好に合わせて対応を行ってきた。したがって、小玉の梨についての対応は難しく、対応力はさほどない。そのため、ヨーロッパなどの輸出は現時点では難しいため、輸出先の多様化という点では若干の課題を抱えている。したがって、今後は輸出用梨の品質向上等に加えて、輸出先の新規開拓とそのための対応への取組みなども必要になっていくのではないかと考えられる。

2) (株) farmson⁹

(株) farmsonは、1998年に設立された論山梨営農法人を母体として発展した企業で、2008年に名称変更を行い、現在の企業名となった。ここでの事業内容としては、農産物輸出、農産物流通、農産物の貯蔵、産地流通センターの管理、GAP認証などがある。職員数は48名で、施設として、トマトの洗浄・パッキングセンター、低温貯蔵庫、予冷施設、選果場、いちご・スイカ選果場(2カ所)、物流センター、輸出選果場などを有する。

2000年には大統領より「100万ドル輸出トロフィー」を受賞し、2004年には農林部より産地流通専門組織に選定、2005年には共同マーケティング組織として選定を受けた。さらに、2006年には農林部よりGAP認証機関としての指定、2008年

⁸ 韓国・農水産物流通公社「農水産物貿易情報ホームページ」(<http://www.kati.net>, 2009年3月27日アクセス)

⁹ 本項での内容は、(株) farmson ホームページ (<http://www.farmson.co.kr>) および農水産物流通公社の『輸出に答えを求めて』(2008)における(株) farmson の事例を中心に整理したものである。

には親環境認証機関の指定を受けたほか、同年11月には輸出額300万ドル達成の表彰を受けている。2009年には同社が所在する忠清南道庁より農水産物輸出に関する表彰を受けている。このように、1998年の創立以降、農産物輸出において積極的に対応を進めている企業であるといえる。なお、同社の輸出実績は、表8に示す。

先述の安城果樹農協が梨を中心とした果樹を中心に取り扱うのに対し、同社では梨、いちご、すいか、メロン、トマト、ミニトマトなどの品目を取り扱っている。また、輸出については、表8に示した米国、台湾、ロシアを中心としつつ、日本やニュージーランドへの輸出も行っている。韓国国内においてもEマートやホームプラスなどの量販店との取引を行っているほか、インターパークマートなど通信販売の業者との取引も行っている。なお、同社には図6に示すように、3つのブランドあり、上の2つは韓国国内用の親環境農産物用のブランドである。

次に、同社の事業推進状況についてみていきたい。同社の事業状況は、①商品化戦略、②農家組織化および会員データベースの構築、③専門人材の確保および教育、④マーケティング、⑤GAP認証の拡大といった5つがある。

このなかで特徴的なのが、専門的な人材の確保と教育である。これについては、農学の修士・博士の学位を持つなど人材の採用、マーケティング管理士、農産物品質管理士などの配置に加え、農林水産食品部の「農産物輸出研究事業団」への参加も行い、トマト、梨、果菜類の事業団へ参加している。また、農家に対する教育も積極的に行っている。農家への教育を積極的に行うのは、農家の栽培技術が青果物の品質に反映されるという認識からである。農水産物流通公社での輸出関連教育、論山市の農業技術センターが行う教育、海外からの専門家を招聘しての教育など、農家に対する教育も積極的に実施している。このほか、商品についてはGAP認証、親環境認証を受けた農産物生産などを通して安全な農産物供給を行うことで、他との差別化を図っている。このほか、量販店に専門のコーナーを確保して販売するなどの対応もとっている。

このように、同社においては人材の育成においては、職員・農家の専門性の向上に力を入れている。さらに、商品についても安全な農産物の提供、専門コーナーでの販売を通して、商品の差別化を図る戦略をとっている。つまり、商品の安全性確保への対応を強化して商品の差別化を進めるとともに、専門的な人材の確保を通して組織の体制を強化すること

表8 (株) farmson 社の輸出実績 (2007年時点)

単位：ドル

輸出先	品目	輸出実績
米国	梨	2,811,000
台湾	梨	1,923,000
	メロン・いちご	281,000
ロシア	いちご	13,000
合計		5,028,000

資料：同社ホームページ「主要事業成果」。

図6 (株) farmson のブランド



資料：同社ホームページより引用。

で組織としての差別化も図っているといえる。

5. おわりに

これまで韓国の梨生産・消費、輸出等についてみてきた。本稿では輸出に関する部分を中心にみてきたが、梨はパプリカなどの品目と同様に、果実のなかでは重要な輸出品目となっている。これは、輸血量や輸出団地が果実のなかでも多いことから明らかである。近年、輸出額が減少をみせているが、果実類のなかで圧倒的に高いため、今後もこの地位は変化がないと考えられる。特に、梨の場合は米国や台湾への輸出が主として行われており、産地においてもこれらの輸出先への対応が中心となっていた。

また、本稿では、梨の産地における輸出対応として、2つの事例についてみてきた。これらに共通しているのは、輸出における農家教育、輸出農家の組織化の重要性である。安城果樹農協においては、品質保持・向上の目的で輸出への新規参入のハードルを設け、輸出を少数精鋭で行うという方式をとっていた。そのほか、米国や台湾などの検疫官を招聘して指導を受けるなど、輸出先への対応なども行っていた。また、(株) farmson の場合は、職員に関連する資格取得者・学位取得者の採用を通して、専門的な人材の確保を行っていた。このほか、農家に対しては農水産物流通公社が行う輸出関連教育、自治体主催の実務教育、外部講師招聘による教育など多様な教育を行うことで生産技術の向上を図っていた。

このように、韓国においては輸出農家の育成と支援が積極的に行われていた。これらの対応に見られるように、輸出においては、農家の栽培技術の向上とその適正規模の維持、そしてそれをサポートする体制の構築が重要である。つまり、農家のみならず、彼らをサポートする側の専門性の向上を図っていくことも重要である。こうした輸出農家の育成は、今後の日本における輸出農家の育成においても

示唆を与えると考えられる。また、輸出農産物の生産を専門的に行う農家の育成は、今後の農産物輸出の拡大においても重要になっていくと考えられる。

【参考文献】

〈日本語文献〉

- [1] 田村善弘・李炳晔・甲斐諭「韓国の農産物輸出における安全性確保の対策と日本への示唆」『流通』日本流通学会、2009年。

〈韓国語文献〉

- [2] 金ビョンユル・朴ソング『農産物輸出組織の診断と支援制度に関する研究』韓国農村経済研究院、2005年。
- [3] 農林水産食品部『農林水産食品統計』。
- [4] 農林水産食品部「園芸専門生産団地管理指針改定全文」。
- [5] 農水産物流通公社『輸出に答えを求めて』、2008年。
- [6] 農水産物流通公社『流通実態調査（梨）2007』、2008年。
- [7] 農水産物流通公社『2006 主要果実類消費パターン』、2007年。
- [8] 農水産物流通公社ホームページ「農産物貿易情報」(<http://www.kati.net>)。
- [9] 法制処「農漁村発展特別措置法」。
- [10] 法制処「農業・農村および食品産業基本法」。
- [11] 李ウォンギ、キ・ウンド、南サンウォン「100億ドル農食品輸出のための課題」『農業展望2009』韓国農村経済研究院、2009年、pp.61～85。
- [12] (株) farmson ホームページ (<http://www.farmson.co.kr>)。
- [13] 統計庁『農作物生産調査』（各年版）。